

議案第16号

米原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

米原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年2月28日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する取扱いを定めるため、この案を提出するものである。

米原市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

米原市職員の服務の宣誓に関する条例(平成17年米原市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

米原市職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書(別記様式)に署名してからでなければその職務を行ってはならない。</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>	<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書(別記様式)に署名してからでなければその職務を行ってはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員は、サービスの宣誓を任用形態や任用手続に応じた方法で行うことができるものとする改正